

令和4年度高速道路周遊プランに係る商品券の造成及び利用促進業務委託仕様書

1 業務の名称

令和4年度高速道路周遊プランに係る商品券の造成及び利用促進業務

2 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大による県内経済への影響で観光事業者の経営環境は逼迫した状況が続くなど、事業継続への強力な支援が急務となっている。本業務においては、観光需要回復のため、中日本高速道路株式会社（NEXCO中日本）と連携し、国や県独自の旅行需要喚起キャンペーン等と連動した高速道路を活用した周遊プランを造成することで、旅行者の県内消費の喚起、平日利用の促進、連泊利用の促進及び県内周遊の促進を図り、地域経済の回復や地域の活性化につなげることを目的とする。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間

契約の日から令和5年3月24日（金）

(2) 業務の前提

本業務はNEXCO中日本の速旅ドライブプランのスキームを活用した「みえ周遊ドライブプラン」（仮称）を造成するにあたり、その要素である商品券の造成、管理運営及びプロモーションを実施するものである。そのため、本業務の進捗においては、受注者にはNEXCO中日本との事務的な調整が必要となる。「みえ周遊ドライブプラン」（仮称）の開始時期は未定。なお、発行数は9,000セットを予定する。

(3) 「みえ周遊ドライブプラン」（仮称）商品券スキーム

令和3年度実施の「驚得！激得！スゴ得！みえ周遊ドライブプラン2021」を参照すること。

※NEXCO中日本HP

<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/setplan/detail.html?id=597>

(4) 委託業務の主な内容

- (ア) 「みえ周遊ドライブプラン」（仮称）における商品券の造成及び管理運営業務
- (イ) 「みえ周遊ドライブプラン」（仮称）の参加施設の募集及び確保
- (ウ) 「みえ周遊ドライブプラン」（仮称）のプロモーション
- (エ) 「みえ周遊ドライブプラン」（仮称）の商品券利用結果を踏まえた課題分析

4 業務の内容

(1) 「みえ周遊ドライブプラン」（仮称）における商品券の造成及び管理運営業務

- (ア) 商品券の造営及び管理運営を担う事務局を設置すること。
- (イ) 事務局においては以下を担うこと。

①商品券の造成

利用施設で活用できる商品券（紙媒体）を造成すること。なお、必ず偽造防止及び不

正取引防止のための策を講じること。

②施設向けの説明用パンフレット等の製作

商品券引換施設が旅行者へ商品券の利用方法を説明するパンフレットを製作するとともに、利用施設及び引換施設でそれぞれの施設であることをアピールする物品（のぼり又はポスター等）を製作すること。

③引渡施設及び利用施設との契約締結

受注者は引渡施設及び利用施設との間で商品券（管理及び精算等）に関する契約を締結すること。

なお、契約内容には以下を盛り込むこと。

【引渡施設】

- ・引換施設であることをアピールする物品の設置及び保管
- ・未使用商品券受取及び保管
- ・利用者への商品券の引渡し
- ・引換実績の報告
- ・期間終了後の未利用商品券の返送

【利用施設】

- ・利用施設であることをアピールする物品の設置及び保管
- ・取扱商品と商品券の交換
- ・使用済商品券による代金の精算

④引渡施設及び利用施設に対する取扱業務の説明等の実施

業務開始後に引渡施設及び利用施設に対し、取扱業務に関する説明等を行うこと。

⑤引渡施設への商品券等の送付

引渡施設に対しマニュアル、商品券、説明用パンフレット、引換施設であることをアピールする物品等を送付すること。

⑥利用施設へのマニュアル等の送付及び商品券の精算業務

利用施設に対し、商品券の利用マニュアル及び利用施設であることをアピールする物品等を送付するとともに、使用済み商品券の精算を行うこと。

⑦引渡施設及び利用施設との商品券の管理

引渡施設及び利用施設にある商品券の残数を適切に把握し、利用期間終了後には活用されなかった商品券を適切に回収すること。

⑧NEXCO中日本との精算業務

使用済商品券について、NEXCO中日本（速旅ドライブプラン利用料金）及びみえ観光の産業化推進委員会（商品券のプレミアム用原資）に請求を行うこととする。そのため、NEXCO中日本とみえ観光の産業化推進委員会、それぞれへの請求分を明確に分離できるよう、管理を行うこと。

⑨引換施設及び利用施設からの問合せ窓口の設置

引換施設及び利用施設からの問い合わせに迅速に丁寧に対応できる体制（コールセンターの設置など）を配置すること。

⑩商品券引換及び利用状況の定期的な報告

利用期間には毎週1度、事務局に状況報告を行うこと。

※定義

- ・引換施設：「みえ周遊ドライブプラン」（仮称）の利用者が現物の商品券に引き換える施設
- ・利用施設：商品券を利用する施設

(ウ) 平日利用の促進、連泊利用の促進及び県内5地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）の周遊促進に資する商品券の設計

商品券の設計において、商品券のプレミアム用原資を活用して平日利用の促進、連泊利用の促進及び県内5地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）の周遊促進が図られるような仕組みを取り入れること。

なお、商品券のプレミアム用原資を2,070万円程度とし、未利用の原資については清算後に変更契約を実施し、減額する。

(2) 「みえ周遊ドライブプラン」（仮称）の商品券利用施設の募集

旅行者の県内消費の喚起、平日利用の促進、連泊利用の促進及び県内周遊を促進に向け、消費者の観光消費及び利便性を向上するため、商品券の引換施設及び利用施設を募集し、確保すること。なお、商品券の引換施設は県内20施設、利用施設は県内100施設を目安とすること。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、対象施設は感染症対策を実施している施設とすること。

(3) 「みえ周遊ドライブプラン」（仮称）のプロモーション

県内外からの旅行客に対し、以下を含めた、クーポンの利用促進に向けた取組を実施すること。

【必須条件】

- (ア) 「みえ周遊ドライブプラン」（仮称）WEBバナーの製作
- (イ) 「みえ周遊ドライブプラン」（仮称）のWEB申込みへのPRチラシの製作及び配布
NEXCO中日本HP内の「みえ周遊ドライブプラン」（仮称）のWEB申込へ誘導するチラシの製作及び印刷（A4、カラー、裏表2ページ、80,000枚程度）すること。
なお、県内の観光案内所やNEXCO中日本やNEXCO西日本管内のSA等、約120か所へ配布すること。
- (ウ) 県内、東海圏、関西圏、中部地域在住者等に対し、それぞれターゲット層を明確にしたうえで、広告配信を行うこと。
- (エ) 過去の「みえ周遊ドライブプラン」等の利用状況を分析したうえで、ターゲット層を明確にし、平日利用の促進、連泊利用の促進及び県内5地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）の周遊促進が図られるようなものとする。
- (オ) 業務実施にあたり、広告の掲出方法など原則として受託者からの提案に基づき委託者との協議により決定すること。

(4) 「みえ周遊ドライブプラン」(仮称)の商品券利用結果を踏まえた課題分析の報告

商品券利用者の居住地、商品券の活用先及び活用状況等を整理し、「みえ周遊ドライブプラン」(仮称)を活用した県内周遊の状況を分析し、課題を報告すること。

5 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

6 委託業務の実施条件

- (1) 委託業務の実施にあたり、契約締結後すぐ、事業の進め方について事務局と協議を行うこと。また、協議後に工程表を作成し、委員会事務局へ提出することとする。
- (2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は委員会事務局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに委員会事務局と協議の上、対処するものとする。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を委員会事務局と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、委員会事務局の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。
- (4) 業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し委員会事務局と共有すること。
- (5) 毎月末に、委員会事務局に対し事業の進捗状況の報告を行うこととする。
- (6) 契約に基づく成果物の所有権は、委員会事務局へ成果物の引き渡し完了したときに、委員会事務局に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引き渡しをもって委員会事務局に譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (7) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 委託業務を通じて取得した個人情報については、委員会事務局の保有する個人情報としてみえ観光の産業化推進委員会情報公開規程で準用する三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により委員会事務局に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

- (1 1) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (1 2) 委託料の支払いについて、必要があると認められるときは、事業の実施に要する経費として、契約金額の8割以内を概算払いにより支払うことができるものとする。
- (1 3) 委員会事務局が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく委員会事務局と協議を行うものとする。

7 留意事項

- (1) 本事業の成果物の一切は、委員会事務局に帰属するものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (4) 受託者が(3)の(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (5) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除 措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 納品する成果物

- (1) 委託業務着手時に、委託業務の実施内容及びスケジュールを記載した、業務計画書1部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出すること。
- (2) ポスター及びチラシのデザインに関しては、Adobe Illustrator データ及びPDF データで納品すること。
- (3) 委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和5年3月24日（金）のいずれか早い日までに、業務完了報告書2部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出して完了検査を受けること。なお、本事業により取得した動画や静止画等は、DVD 等の電子媒体に収録して添付すること。
- (4) 委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること。
- (5) 提出先は下記のとおりとする。
 - みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光局観光誘客推進課内）